

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月20日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第36号

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="268 613 352 645">附 則</p> <p data-bbox="188 663 754 741">（特定大規模災害に対処するための応急防災等作業手当の特例）</p> <p data-bbox="197 757 309 788">8 （略）</p>	<p data-bbox="885 613 970 645">附 則</p> <p data-bbox="801 663 1367 741">（特定大規模災害に対処するための応急防災等作業手当の特例）</p> <p data-bbox="810 757 922 788">8 （略）</p> <p data-bbox="801 804 1367 882"><u>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例）</u></p> <p data-bbox="810 898 1382 1792">9 第7条の規定にかかわらず、職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者若しくはその疑いのある者がいる医療機関若しくは宿泊施設のうち人事委員会規則で定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の防疫等作業手当を支給する。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年1月29日から適用する。

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された防疫等作業手当は、改正後の条例の規定による防疫等作業手当の内払とみなす。